

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十一号

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県ヨットハーバー条例(昭和六十三年佐賀県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第六条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 佐賀県ヨットハーバー(以下「ヨットハーバー」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 ヨットハーバーの施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、ヨットハーバーの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休場日)

第四条 条例第六条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうちヨットハーバーの休場日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までを除き、設けないものとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(開場時間)

第五条 管理の基準のうちヨットハーバーの開場時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間以上とする。

一 一月一日から四月三十日まで及び九月一日から十二月三十一日まで 午前八時三十分から午後六時三十分までを含む十時間

二 五月一日から八月三十一日まで 午前八時三十分から午後八時までを含む十一時間三十分

(使用の制限)

第六条 管理の基準のうち指定管理者がヨットハーバーの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 ヨットハーバーの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 ヨットハーバー内の秩序を乱すおそれがある場合

三 ヨットハーバーの施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者がヨットハーバーの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請の内容に偽りがあった場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定によりヨットハーバーの施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第四条第一号又は第二号の規定に該当する場合は、当該使用料の二分の一に相当する額を減額する。

2 条例第四条第三号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第八条 条例第五条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 ヨットハーバーの管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する書類

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用料の減額(免除)を受けたいので申請します。

使用日時 年 月 日(曜日) 時 分から
年 月 日(曜日) 時 分まで

使用する施設

使用目的

(行事の名称等)

減額(免除)の理由

使用料

減免前の金額

減免する金額

徴収する金額

様式第2号(第8条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

名 称

代表者

印

年 月 日に納入した下記事項の使用料を還付してください。

使用施設の種類

使用予定年月日

還付を受けようとする金額

還付を受けようとする理由

備考